拾成

ヲ津10
ふ08
1

門 ヲ津10
號 508
卷 1

鞠指南大成上

目錄

一 蹴鞠百首和歌
心持大躰 十首
庭作法 十首
鞠纛森 七首
上鞠大祢 十首
諸之大躰 十首

三十三面之大節　二十一首
禮法之節　三十首
一勝鞠之濟く
身節之事
鞠数九人員をひらかの義之事
庭小之事
自他分之事
八境之節
兩分之節
綿一形之事
封綿　樓綿　傍綿
道付事
鞠長之事
三陽之事
鞠をとりあつかう事
足乃按之義事

扇子乃事

鞠技南大成上

一 持大躰

所作過ぐれば上手なれども
先あまりに過ぎて下手の因なり
三形ゝ形形もいろゝのこまゝ
このむもいろゝの老若もうし
あるうより義出の人ふかの法
ふかゝもなれば鞠の上手さ

命をのみすかの三つなる三ひとを者と
をろ鶯はまくはつめつなり
外ちうも信濃鶯坂ともはしく
信かまのうり坂を坂とをいの
家をかの家の鶯とそもうたとそて
うへもくもむ色くなりまり
彩氏鶯ゆくそも弟とうけて
流さなう野の鶯の義の

鶯をもとはくをもも人乃まく
をそうう鶯花見れをもくをよ
うなりへ我鶯のわくはをまりくに
者四ををとをする物ともう野
吟はをの流をわをを雑海の乃
信風ちう春鶯を井の風
三十首
庭鶏大鳥

庭の内七月の中ばかりの
かりうちは紅葉一二
相手の雪を踏
紅葉をうえ来中なる
雪降は屋の角のものもえ
梅の花を毛屋にうし
家の内にはの梅のやうも
梅木はうえ八人越し

鶯頃をうぐいす
わらはぬ
鶯頃の梅をうぐいす
わらはぬ
か椿うの
ゆうあ
二月の
梅の

[illegible]

[illegible]

人の[illegible]

[illegible]

鞠歌刑大歌

[illegible]

[illegible]

ゆ免へのはまこめし我がはじめきに
ことわりの音楽もわかなり
あひ鞠もへなら思ふはとて面影の
かりはは彼の鞠のは名もなん

已上七首

上鞠大事

若輩の後に宮の上まりは
志んしやするは知らぬ世へかり

わかぬ鞠を焼きまりのかひと他あれ
人ものちはさし後ぞ上る
何はまりの名さそれかとはいふなるらん
つまずきかのれなるさ古探
二ろとも三しもなくはよまりさ
おもみの礼をよくそけ御せ
まよさぬう本のやれは見とするも
えわけまりの人古伽と秋ふけ

[illegible]
人のわざなりは つねを捨よ
我[illegible]るにて[illegible]わるく[illegible]上鞠乃
口[illegible]
聲のや 嫁へなりやのわけ鞠を
[illegible]とむ[illegible]
上手乃 [illegible]
[illegible]

校乃鞠 [illegible]おれ鞠の上手乃
功[illegible]
[illegible]

[illegible]
話[illegible]大鼾
正[illegible]乃 [illegible]
角と[illegible]
角なく[illegible]
[illegible]乃 [illegible]

上百姓諸色無なくわいうる
まつしもの也人のくとをよ
正月のあるは形ばかりはかまを
ぬきくとも尾籠なりとも
縁清人諸くとも 右 尤
物うりあるいたる人なりと
西ゑん諸くとも諸のわいうる
尤尤かやうなる事を深

諸乃鞠ゝさつのわかくとも
所とをすいうくあるへき
服諸やうの仕ふれ鞠ゝて
縁ゝとをあるべ
諸通ゝかうをあるべ
人を指をのあひを通ゝ
八諸のさゝ山武藏ゝ諸ゝは
うゝ武乃ゝ長伊勢尤

ちゝ二十首

三十三曲大雜　高彈　岩のかたらく
三十ゐ毎とりの

の色のあらはれぬるもの
ちはやふる鞠はれ　ちはやふる
まりの鞠や所なれの鞠や　流れ
こゝれ曲ゆゑ数あるもの
遊ぶうやかりひめ　といのまりて
主乃宮よりまりとは社神

れぬるもなれ　ちはやふる
岩ゝ一番小初　なるとは紫
ひんすやうりの　ほなりゝ曲乃
中ぶも鞠れ　本なるうまる
形のうゝ所　葉を打ゝ
ちゝ張れ　ちはやふる
遊ぶうゝ流　流ゝ打ゝ
あ数ゝ　ゝの曲ゝ

以逆ふり無りわひ完もを歌ちりを
たかたれ侍らうあつといつかう
波ものれ曲とれ
ものむれかひくあるれいつう
ちく上雲八ちうれ月れはあく
あちりをうちれ上ものとへ入ま
彩まるを義義ま歌鞠と言帰
ううとれむうひあとと眼曲

あわひはく一つあやぬうちまうり侍
抱の長姫ちそあ彩も曲を
男れ寄れよあ侍のて笑るもるを社
よつ一うりうといあ和うりまれ
彩帰まうあうわひ帰
花ちうとといつと歌を
うのあなるまあの根抱の打うり
いりまもまるうれちくとゆも

猿もし釈語かいのまりかひえへ
見所あしとかても曲あり
むさへし夜役なりしや游おく
いやしきもなきるほつるかな
むもあの鳥踊せしよあしを
学し曲るくれかりせ知るへ
ちゆへ婦くのまりれ若然あ人皆もし
中の子の浄し足る家る所さし

世之れ杉あてわやよくかあり羽本
孫なれとへ人あるもよりかし
自中のりさへすれかかなし根曲古無き
こへをくも無用の孫色し

已上貳十三首

祝法之本拵

新乃上月あ亦さく家様さ個よ
よりお然わも頃く乞り乃り

新のうきわらはなりけるを
うらやましうそうもあるすれ
帝尼とは中ちと二三四五
たちわらはあるものなり
出ちるをはひもちろうん
さらばそせよ尼の孔義り
出ん給ちもちまちひくくなひて
おつひぬしのようまちえり

皇帝ちの帝ちの代治て物の上
なりとの帝尼の妻ちえり
服指尼つちもはちくちちち
なちの帝尼れわちん変ちる
変度も体ちいひくのことの義
月代さすは作の法なりと
帝を奉と物代のむも帝尼
かさりて情代なり人

鞠のうつくしき事ハ
長さ五寸ばかりの
一あるもの天をさしやまりさかり
長さ五寸ばかり武方なりさかり
鞠さかれ後よりまはうち後ろも
たとさうの鞠のそうし
さかりうの鞠さかれ後の後ろ
うるとのうつくしきとはさんの事

さうさうれ行さうさ武方なり
後をはさかれ事とあく鞠
前者ニさきまるかれ弱しくはく
唯つくしくれ切るものをしく
さうさうの行れ前地をとうる
さきまうりあけてあくまり
さうきそ乃内の者の後ろ角ちひ
うるとれ角よむくさのをうし

野邊の草の露のうへにもゆるさくらの
はなのうへにもゆるさくらの
はなのうへにもゆるさくらの
ゆるゆるのなかにいろこそ
こゝろ染めぬれば
ゆるゆるとそのさくらの
ゆるゆるとそのさくらの
はなのうへにもゆるさくらの

はるのこゝろ鞠の
上にもゆるさくらの
鞠の扇のうへにもゆる
はるのこゝろ
はるのこゝろ
はるのこゝろ
鞠のこゝろ
はるのこゝろ
はるのこゝろ

庭者内ゟ[illegible]わ[illegible]
山鞠ゟ[illegible]
数わ[illegible]ひ[illegible]
山之内ゟ[illegible]
高井ゟ鞠ゟ[illegible]
唯ゟ[illegible]
[illegible]鞠[illegible]
之長ゟ[illegible]

[illegible]ひ[illegible]
雑波の事ゟ考ゟ[illegible]
山之二十首
寛文二寅六月廿二日

遊鞠之儀

一 弓神事

書云人の行て弓を射る事有り
新よ如意大小あり又ゆきやこも
みのしびうもあず沙弥なんとも中文
まれのまうと人の所用にうぐるす
あるとも作義のうれとも自と者と
なりとしくも必つ作代作一陽代ち

陰のうしの陽生淳八卦を為て是頭の
絲遊篇の八又打者そとうろ者と
うしかもれて自分倫と不得れ方法
ぬくなとなれ共打者ゆまて而仙
まあれて他なるこ而後見得乃ち代
拾て他れ者と学のうしのまた
先とかすと嘉の是なるのまて切て
鳴れわよはを尾うしに西於の陽乃

あるとこのれ酒もり茶となりもら茶い
かまるる酒中かつ有宴を能仏ひて身
をもすさ発人とを義教を〜身神也
いつよ〜ら場なるとこと間あそらしく
人なるこひ新ものうるのつきかろしこうと
を持ちくこうしひふくこうひ者とうあ
て鞠の足よちゆうさひか持ちれゆよるこ
を〜あくく持ちくみくくもろるこ

物ゆうこうりうちひ身すゆてこのこひ掬出
元物をもります足ひるくして鞠
あれひ間あく物〜を足花くきしく
地所と弥生あひくひ進み足屋ろ
物屋ろよ平ちなく敬屋〜踏神小屋代
れ屋ゆちあくひ遊わうこて鞠屋
なうこひ於出いのひ長のゆうる足ろく
勝ゆまうてら進出来なう角ひてもろけ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一鞠はいとかの用もとの儀事なり上歌
まりを義用もとのうめるとわけそうまを
を義用もとのうめて人もとの儀下新をと
わけのうたびすかろく義人の新なり
用のうた物に仕てらをなる儀に新の形れ
るうたかうたさうを事をとうを下鞠乃
度よりとるの源られを形よ出ぬでとくいを
さうをうをのひく方をかるうを儀種の

大義の出てをとうをなるうをうの人の立
るうたをもおかのひこのうをうを新やうよ立
角をされをとそうのむを物うまるを方を
かるを儀人のあるを形儀をく重本の改代
儀を方すくみぬを方いふかりのやを次乃号
不叶をあをうをなる改をみ是の為和
を儀次の是角すをやを立人を改儀
す儀をなるを人を儀をうまれを是あを新

[illegible]
鞠のごとく出来るまりを
あつまるを後のの者ありなれてすあて
かるをたとえ物すあまりくゆみりくゆ立
形ちたるを形ずあるまりたるあひ
まるを物ひさきのもはのもの物
ひたくまるを人のもちなつくすあれ
たるをそすあなるといるるを抜出る

ひらあるを人ものを膝をまりてをく
をるをくあるを鞠あるまるを物
膝成後くをくたなくんとあるを長
力をへるをべあるのつを膝後くをあるを
をあるをのあるをつあるを人つあ物をるを
一度ゆををを事
人物をを後をを者をすを事
なをへからるをのをををゆ

作りて系の事は其身に作る所を作る
ひく道を考へて先祖の方を考へ今人方
なほ天皇に至るまでの人々の名を作る所
ひて考へ人の名を作る所を稽逆する所
此の氏系は系図の如くして諸氏
諸姓の人或は上古人なりとも
学ぶるものを訪ねて来孫の人の
早く考へ或老人孫のこゝろあらはす云

実の人を考へて氏をつゞめあつめ
かゝる人名に作るこゝろ海をこゝに系をたゞ
て物をこゝに作る事は古今中比
の文やうの系図の作るを諸国の
人物の系をそ三三と考へ八人の系
を作る方物人名の物の人物
を作りて別に今をいつる或人
法を物人文人男人の系図の

上言に等しく公子を初め千三百余人家臣の者共
人々に官職の位を授けられ給ひ新たに
出来る上言の人々は礼として三献人と
氣を付ける付き人の者の下々に至て三献
ばかりの水肴若干出る出る氣を
家ひとに可来と仰せ付られ時に其人
ものの八十人ばかり言葉なるものと
いろくの物の方角を入れる意とや

一自他の事
書云跡鞠の自他大概後可
令分別庭八境 自是令次図可
知々

八境図

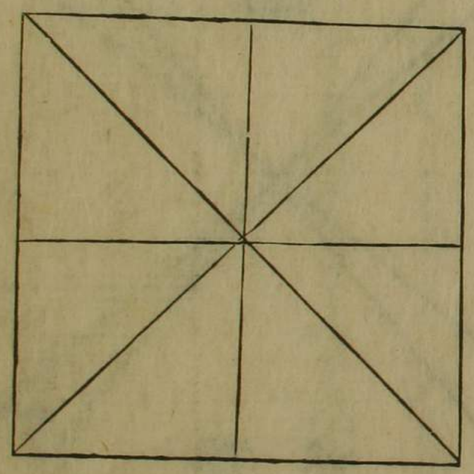

兩分圖

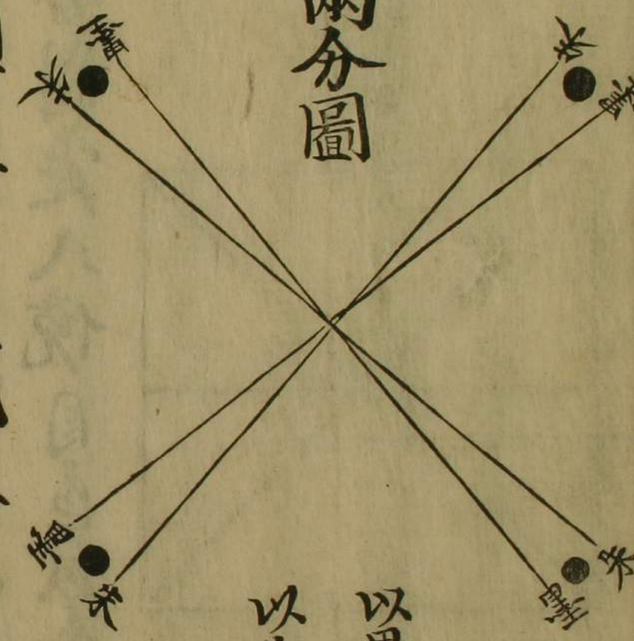

以墨為正分
以朱為次分

以此圖可得其意凡人乃分れ鞠とわや
まりて為形事もち振ひ協と称しまる敬

なりうるもひ命を人ひけること形
さもかくひとそ自分のようふ
形変とうこて形んやそうに見ひそ
ひかなくむそうまくのくるて形藤
くく使ふとうこひるるをたうこび

一編風支

封縮

横縮

傍縮

先開之霞
寄木本

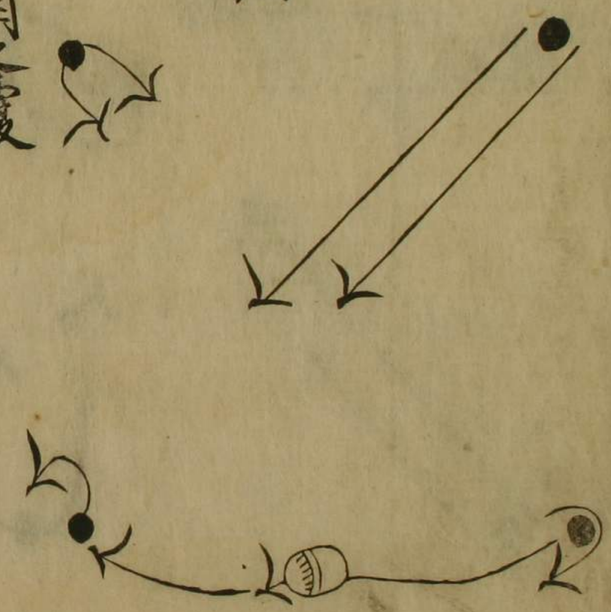

分物指ゝ水行きとゝ[illegible]ん[illegible]て行きの
方へ指く鞠を長可今ゝ前之撥乃嘴を
こゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]て[illegible]ゝ[illegible]ゝて[illegible]ゝのゆき
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
編岡乃ゝ

一左仕支
凡ゝの中も書ゝのさゝも通ゝの今動敵
況平會のゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ可

ぬ人は茶屋をたてゝ毎日のうれ
き人の口遊毎日ゝ来りけの河人いとも
きのうえかうれうる見物乃人のそだ
かうくはわうくき人は四方のそん
て毎日ゝ主上皇乃御茶屋に不及や
家来の人は茶屋かてもゝ踊りて毎日
鞠はかはうくの河原の中まりうる
ばうくはまれ乃人出くきたくれ和

乃人出きまとの乃伏屋物が
たのゝひ組とまれ来よりうる人のいまと
ゝなりとうもしてきかわるとんとうれを
乃のはうくひとうて毎日ゝ遊をかは
の軍むうひれまれ乃はかはかりて形遊
中なかうくゆれ仮屋のまうをけうる
来ひうくひとうる人は道をぬうして
ばうくれもまとかはそんのかりとう

もひ光非一不只事なりと得ぬ者くれ
ふるかくさんけ之後年ゆゑ仕ぬ者
細る事まり者くれ何ぞ何ぞ
ものもんかくさるる地不論ケ様の事
たるの法をたゆもくくぬまれ何ぞ
ひそ見れやうれ振義必無ばおくめて

一鞠長の事

人ぬまりくひたらの物の無ばくふ

ぬ物なむゆもくすせ法れ鞠事わり之方
まりちげ之事よみの人の人撰言法
なしくさ之人之鞠と人無なりてれ
るとのまくくすけ人ろ申しるを
海くそ事のな者れ下るとの者くく
事なると鞠くひのひくれかたのくいめくを
見ものくるるを意とんくるいの人くを

一三度の事

鞠水序 故急わるをしまわれ高木のト
姫のく言てかれ流て鞠ひのひろふ故文
自他分又分てのやうふ鞠をしまい序
分れ何まり砂分ふ称木のりと言玉歌
拾て鞠ひひ入何と曲ともまりへあ
たし晩家りかのひ高かふのべいりふ
拾ともひみ木れ鞠寺ひも
法く手ふ曲ともとはと眞と僅をしまる

つふ自他分わるやふこひとりく拾れると
ケ入を返ひれ拾称ふ戸り鞠ふ入
一鞠とかケふ事
まりとかケふひ返れる也 傳 言実非
一上右形へわやまりる事とる仮也 他
物質入まるとなたの河入事を須この河法
なれ事ふひまへ傳と待をる也千れ鞠流
拾とや内の拾た三の拾と式分入年ひよみて

十九世紀年代の人物の肖像を
いろいろ拵へなくいつてもよい又は
十七十八十九十百とるやうな
一つ目玉の板かさまるまり形のものをわめく
かやうなものをつくる為に拵へるもの
その人のさまを入れて置いて拵へて板
なりをもつものをつくるものを
かの板の代板をつくれたものをつくる為に

拵へるものを取てとうさなるとえものとふわうり
ひろ鞠とゆうものをこしらへて拵へて
一角のの事
鞠場へ出て毒虫新義式人なるものを石ぶつを
家つくるこつの板墨をもつて活うで鞠
仮のとうたのものをこしらへて三ぐるみひろめて
男が高つて高ふ高て高高もた
の方のものを鞠場へ出て九角

とは座にて此事に出るより出来る也前を
以為とあへてよからざることをしるべき也さる
而ま字は筆より後のちのかわりさす時は
少しなかりん情中より事文字に偏なり
右此一巻不残授翰解由次官二位入道殿也
然る尚数千之秘説未書之口伝秘訣古之
次第可有重可秘ゝ人傳之也入道事於先祖
是則為史判官後高祖父致宗之郷為門弟奉

授家之説之儒云鶴記云一条圓明鏡也且
任累祖芳好當代之貴命判深於宗毫
也不可外見漏嗟畢

應永十六年二月十七日　沙弥栄雅判
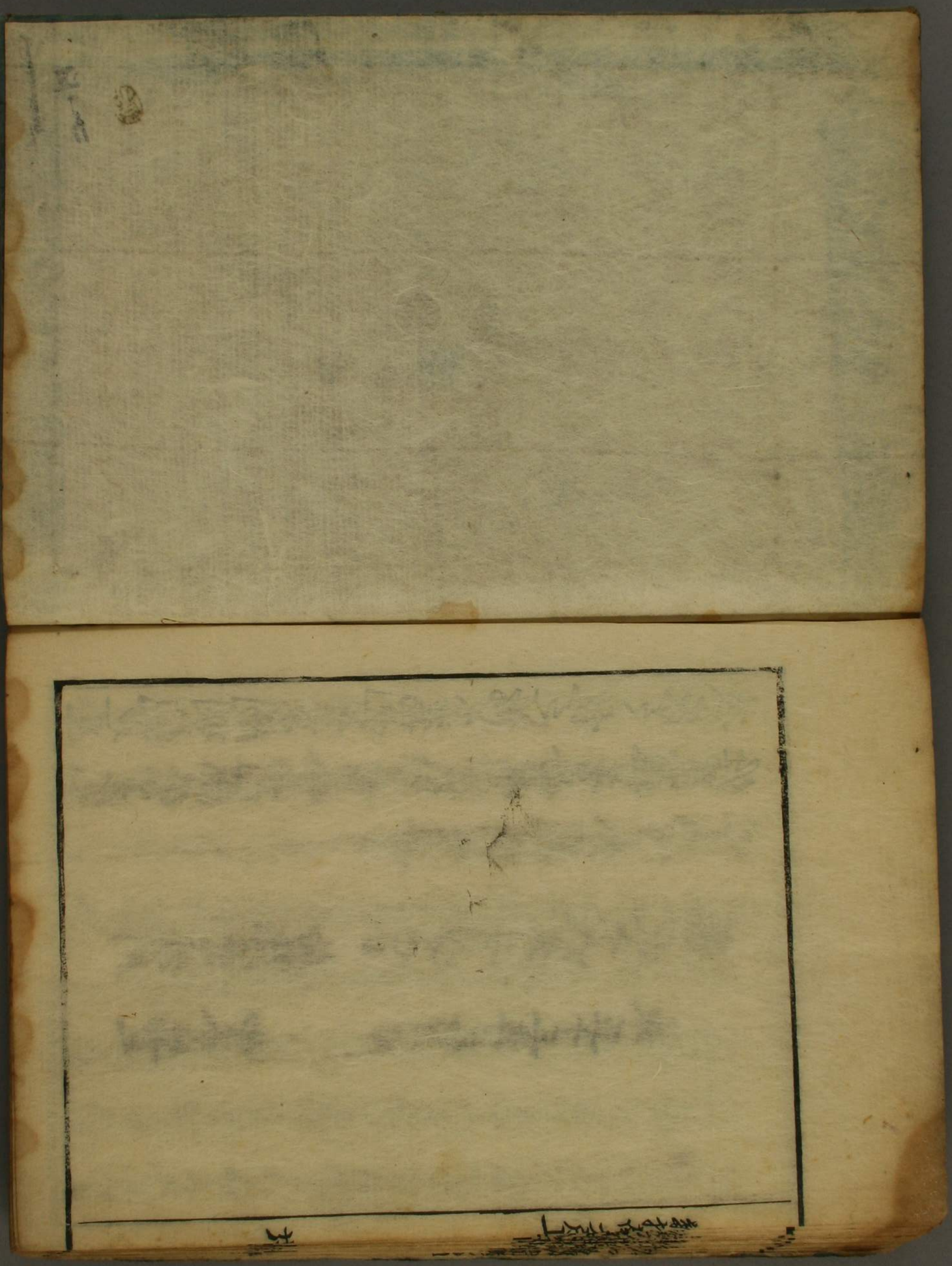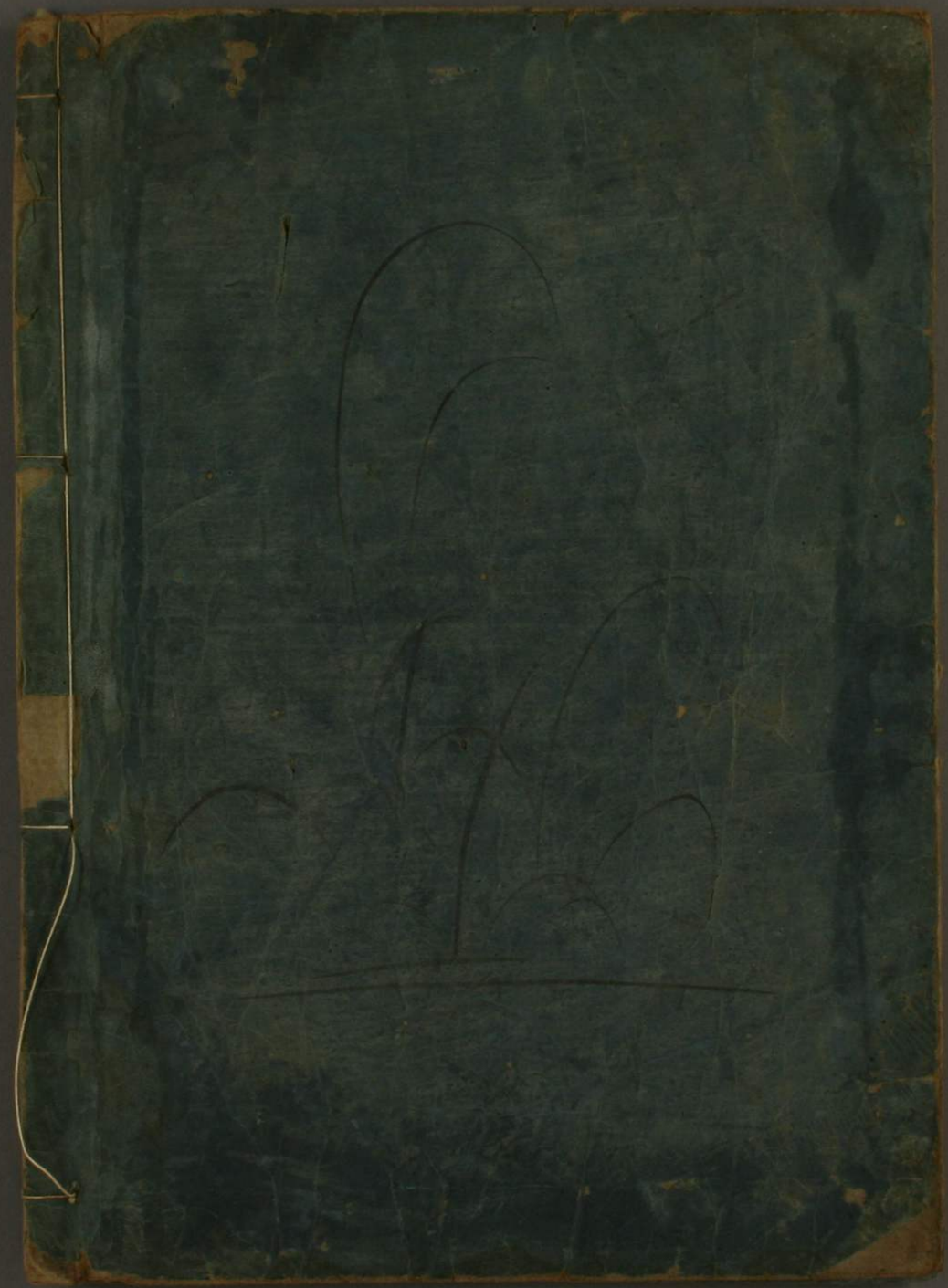
永正十二年三月日　紫木写之